

青森県パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き

青森県

目 次

1. 宣誓をすることができる方	2
2. 宣誓に必要な書類	3
3. 宣誓手続きの流れ	5
4. 宣誓後について	7
5. よくある質問	9

パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

青森県では、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指し、現行法制度の中で、様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に、パートナーシップ宣誓制度を導入しました。

パートナーシップ宣誓制度とは、一方又は双方が性的マイノリティである方々が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行い、青森県が、お二人が宣誓したことを証明する「パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）」を交付する制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務は発生するものではないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありませんが、お二人の意思を尊重するとともに、社会の中で自分らしく暮らしていただくことを青森県として応援するものです。

問い合わせ先

青森県こども家庭部県民活躍推進課

住所: 青森市長島1丁目1-1

電話: 017-734-9228 e-mail: partnership@pref.aomori.lg.jp (専用メールアドレス)

当制度に関する受付: 月～金 8時30分～17時15分 (祝休日、年末年始を除く)

<2024 (令和6) 年11月 第4版>

1 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の項目をすべて満たす必要があります。

(1) 成年に達していること。

満18歳以上の方

(2) いずれか一方が県内に住所を有している、又は県内への転入を予定していること。

- ・お二人とも県内に住所を有している場合
- ・お二人のうちお一人が県内に住所を有している場合
- ・お一人又はお二人とも3か月以内に県内に転入予定である場合（6ページ参照）

(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

既に宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方は宣誓できません。

(4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

- ・直系血族または三親等内の傍系血族の間（民法第734条）
→祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪 等
- ・直系姻族の間（民法第735条）
→配偶者の父母・祖父母・子・孫、子の配偶者 等

2 宣誓に必要な書類

宣誓には次のものが必要になります。

(1) 事前にご提出いただく書類

- ① 青森県パートナーシップ宣誓書（様式第1号）
 - ・表面の「宣誓日」は、事前調整した交付日（本人確認日）を記入してください。
 - ・裏面の「記入日」は、宣誓書を記入した日を記入してください。
- ② 住民票の写し（住民票記載事項証明書）※3か月以内に発行されたもの
 - ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
 - ・お一人1通ずつの提出をお願いします。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたものを1通で構いません。
- ③ 現に婚姻をしていないことを証する書類（独身証明書、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等）※3か月以内に発行されたもの
 - ・お一人1通ずつの提出をお願いします。
 - ・外国籍の方の場合は、本国の大使館等公的機関が発行する「独身証明書」等、海外で同性婚を成立させた場合は「婚姻証明書」などの配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。
- ④ パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届出書（様式第4号）（受領証に子の氏名の記載を希望する場合のみ）
 - ・宣誓されるお二人に同一生計の未成年の子（実子又は養子）がいる場合は、希望により、受領証に子の氏名を記載することができます。
 - ・子の届出は、宣誓と同時に行う以外に、宣誓後でも別途届出をすることが可能です。
- ⑤ 子の氏名の記載に関する同意書（様式第5号）（子の氏名の記載を希望する場合のみ）
 - ・届出をする子が満15歳以上の場合は、受領証に氏名を記載することを子に説明し、同意を得てください。
- ⑥ 宣誓する方と子の関係性を確認できる書類（子の氏名の記載を希望する場合のみ）
 - ・子との「続柄」が記載されている書類を提出してください。
 - 上記②で提出する書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書）により確認できる場合は、提出不要です。

(2) 本人確認の際に必要な書類

① 個人番号カード、パスポート、運転免許証等

- ・「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。(有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります)
- ・顔写真付きのものは1枚の提示、顔写真のないものは2枚以上の提示が必要です。


1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード(マイナンバーカード) <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(顔写真付き) (住所地の市町村で発行) <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体の機関が発行した身分証明証(顔写真付き)	<input type="checkbox"/> 個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(顔写真なし) <input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳

② 通称の使用を希望される場合は、日常生活において通称を使用していることが確認できる書類

- ・顔写真付きの社員証や学生証、法人が発行した身分証明書、住所が記載された郵便物等

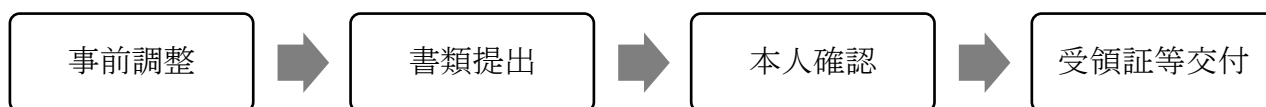
<通称の使用について>

性別違和(自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。)など知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍上の氏名に代えて、通称(社会生活上日常的に使用している氏名)を使用することができます。その場合、宣誓書及び受領証の表面に通称を記載し、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

<p>表面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">第 号</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-bottom: 10px;">みほん</div> <p style="text-align: center;">青森県パートナーシップ宣誓書受領証</p> <p>青森県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p style="text-align: center;">_____ 様 _____ 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">青 森 県 知 事 ○ ○ ○ ○</p> </div>	<p>裏面(戸籍上の氏名を記載した例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>この受領証の提示を受けられた方は、青森県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>【特記事項】 氏名(通称を記載している場合、戸籍上の氏名)</p> <p>_____</p> <p>【緊急連絡先】(この欄の記載は自由です。) ※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。(氏名と連絡先)</p> <p>_____</p> <p>制度に関する問い合わせ先 青森県子ども家庭部県民活躍推進課男女共同参画グループ 電話 017-734-9228</p> </div>
---	---

3 宣誓手続きの流れ

事前に日程調整の上、提出書類を郵送又は持参により提出していただき、交付日（宣誓日）に本人確認をしてから、受領証及び青森県パートナーシップ宣誓書の写し（以下「宣誓書の写し」という。）を交付します。



(1) 事前調整

受領証等の交付を受けることを希望する日（本人確認日）の2週間前までに、電話、メールのいずれかにより申し込んでください。希望日の3か月前から受け付けます。

ただし、交付日については希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

【受付窓口】

青森県子ども家庭部県民活躍推進課 青森市長島1丁目1-1（西棟5階）

電話: 017-734-9228

メールアドレス: partnership@pref.aomori.lg.jp

受付: 月～金 8時30分～17時15分（祝休日、年末年始を除く）

【ご連絡いただきたいこと】

- ①お二人の氏名、ふりがな（通称名の場合は、戸籍上の氏名）
- ②日中に連絡が可能な電話番号又はメールアドレス（代表者のみ）
- ③交付（本人確認）希望日時（第3希望まで）

年末年始の閉庁日を除く平日の9:00から17:00の間

④本人確認の方法

対面又はオンライン。詳しくは「(3) 本人確認」をご覧ください。

(2) 書類の提出

- ・3ページの「事前にご提出いただく書類」を、郵送（簡易書留）又は持参により、上記の受付窓口までご提出ください。持参される場合は、プライバシーに配慮し、書類を受け取る日時と場所を調整しますので、事前調整の際にお知らせください。
- ・提出書類の様式は、ホームページからご自身でダウンロードしていただくか、ダウンロードできない場合は、事前調整の際に申し出ていただければ郵送（簡易書留）します。

※ 青森県パートナーシップ宣誓書（様式第1号）はメールでお送りいただくことも可能ですが、送信の際はメールアドレスの誤りに注意してください。

(3) 本人確認

本人確認の方法及び受領証の受領方法は、次のいずれかを選ぶことができます。希望される方法を、宣誓書の裏面に記入してください。

- ① 県庁において本人確認を行い、受領証等を受け取る。
- ② オンラインにより本人確認を行い、郵送により受領証等を受け取る。(スマートフォンやパソコンなどによるオンラインでお二人同時に会話できる環境が必要です。)

① 県庁舎において本人確認を行う場合

事前調整した日時と場所に、4ページの「本人確認の際に必要な書類」を持参の上、お二人でお越しください。

② オンラインにより本人確認を行う場合

事前調整の際に、オンラインで利用するアプリ等の方法をお知らせしますので、当日は、4ページの「本人確認の際に必要な書類」をご準備の上、お二人同時に会話ができるように設定してください。ご準備いただいた書類により、画面越しに本人確認を行います。

(4) 受領証の交付

本人確認が完了した後、宣誓書の写しとともに受領証を交付します。

県庁舎において本人確認を行った場合は原則即日、オンラインにより本人確認を行った場合は郵送（簡易書留）により交付します。

本人確認日時点でお二人とも県外にお住まいの方で、一方又は双方が県内に転入予定の場合は、転入予定者受付票を交付します。転入後に、交付した転入予定者受付票に住民票の写し（転入者のみ）を添えて提出（郵送も可）してください。確認後、本人確認日付で宣誓書の写しとともに受領証を交付します。

(5) 子に関する届出

- ・受領証に子の氏名を記載したい場合又は受領証から子の氏名を削除したい場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届出書」（様式第4号）に必要書類を添えて提出してください。
- ・届出のあった子が満15歳に達した場合、受領証から自身の氏名を削除するための申立てをすることができます。「パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書」（様式第7号）に、子の年齢が確認できる書類と、以前に交付した受領証（2人分）を添えて提出してください。（申立日に持参できない場合には、後日返還していただきます。）

(裏面) (子の氏名を記載する場合の例)

この受領証の提示を受けられた方は、青森県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】
子の氏名

【緊急連絡先】(この欄の記載は自由です。)
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。
(氏名と連絡先)

制度に関する問い合わせ先
青森県子ども家庭部県民活躍推進課男女共同参画グループ
電話017-734-9228

(裏面) (戸籍上の氏名と子の氏名を記載する場合の例)

この受領証の提示を受けられた方は、青森県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】
氏名(通称を記載している場合、戸籍上の氏名)

子の氏名

【緊急連絡先】(この欄の記載は自由です。)
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。
(氏名と連絡先)

制度に関する問い合わせ先
青森県子ども家庭部県民活躍推進課男女共同参画グループ
電話017-734-9228

(6) 宣誓継続の申告

- ・弘前市パートナーシップ宣誓制度の受領証の交付を受けた方が県内の他の市町村に住所の異動をした場合や、県外自治体においてパートナーシップ宣誓制度等の受領証等の交付を受けた方が青森県に転入した場合で、青森県パートナーシップ宣誓制度の利用を希望するときには、「パートナーシップ宣誓継続申告書」(様式第9号)に、住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)と転出自治体で交付された宣誓書受領証等(原本)2部を添えて提出してください。(転出自治体へ宣誓書受領証等(原本)の返還が必要な場合は、手続完了後にご本人にお返しします。この場合、挙証資料として当課でコピーを保管します。)
- ・宣誓継続の申告をできる方は、本県の宣誓要件を満たす方に限ります。
- ・転出自治体で、宣誓書受領証等の交付時に対面やオンラインで本人確認を行っている場合は、郵送のみで手続をすることが可能です。その場合は、3ページの「本人確認の際に必要な書類」のコピーを併せて提出してください。提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

4. 宣誓後について

(1) 受領証の交付

お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証する書類として次のものを交付します。

- ・青森県パートナーシップ宣誓書の写し ※青森県の収受印を押印したもの 各1部
- ・青森県パートナーシップ宣誓書受領証 各1部

(2) 受領証の再交付

紛失、毀損、受領証記載事項(氏名や通称)の変更などにより、受領証の再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第6号)」を提出してください。

再交付の申請時に書類の保存期間（10年間）を経過している場合は、宣誓時と同様に、住民票の写し（住民票記載事項証明書）と現に婚姻をしていないことを証する書類（独身証明書、戸籍抄本等）を提出してください。

※毀損や受領証記載事項の変更の場合は、すでに発行している受領証と引き換えとなりますので、再交付申請書に添付してください。

※受領証記載事項の変更など、紛失や毀損以外の理由により再交付を希望する場合は、再交付が必要なことを確認できる書類を再交付申請書に添付してください。（氏名変更の場合は戸籍抄本等。住民票の写しでも構いませんが、変更時期により確認できない場合がありますので、ご注意ください。通称の場合は4ページの「日常生活において通称を使用していることが確認できる書類」を本人確認時に提示してください。）

※本人確認書類（運転免許証など）も必要になります。

※宣誓時と同様に本人確認を行いますので、本人確認を行う日を事前に調整します。

本人確認は、宣誓時と同様にオンラインでも行うことができます。

※お一人からの申請で手続きは完了します。

（3）受領証の返還

次のいずれかに該当する場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第8号）を提出し、受領証を返還してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①パートナーシップ関係が解消されたとき②双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合や、パートナーシップ制度を実施している他の自治体で継続申告をした場合を除きます）③宣誓者の一方が死亡したとき④要綱第3条のいずれかの規定に該当しなくなったとき⑤宣誓が無効となったとき（宣誓書の内容に虚偽があったときなど） |
|---|

※本人確認書類（運転免許証など）も必要になります。

※宣誓時と同様に本人確認を行いますので、本人確認を行う日を事前に調整します。

本人確認は、宣誓時と同様にオンラインでも行うことができます。

※無効となった受領証を記念に手元に置いておきたい場合などは、一度当課に返還していただき、パンチング処理を行ったうえで、お渡しすることも可能です。事前に電話連絡等によりご相談ください。

※お一人からの届出で手続きは完了しますが、「パートナーシップ関係が解消されたとき」「双方が県内に住所を有しなくなったとき」は、県からパートナーにもご連絡することがあります。

5. 受領証の提示で利用できるサービス

受領証を提示することで利用できるサービスは、別紙のとおりです。

6. よくある質問

Q1：結婚制度と青森県パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、青森県パートナーシップ宣誓制度は、青森県の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2：宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか。

一方又は双方が性的マイノリティの方で、宣誓要件を満たしていれば、宣誓していただくことができます。

Q3：同居している必要はありますか。

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力しあうことを約束した関係である必要があります。

Q4：なぜ転入予定でも宣誓できるのですか。

青森県内へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

Q5：青森県パートナーシップ宣誓制度を利用するにあたって費用はかかりますか。

制度の利用や受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料や宣誓場所までの交通費は自己負担となります。

Q6：郵送で宣誓手続きができますか。または代理申請ができますか。

宣誓に必要な書類を郵送で提出することができますが、お二人の本人確認は対面又はオンラインで行う必要があります。

Q7：プライバシーは守られますか。

宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただくこととしております。

宣誓の際に、本人確認を行うため身分証明書の掲示を求めますが、県職員にはプライバシーについて守秘義務が課されています。

なお、受領証の提示先から、青森県が受領証を交付しているかどうかについて確認を求められた際は、宣誓者であることを回答する場合があります。

Q8：土日など、休みの日に宣誓することはできますか。

宣誓は祝休日や年末年始を除く月～金の8時30分～17時15分の間で受け付けます。

Q9：通称は使用できますか。

性別に違和感があるなど、知事が認める場合は、通称を使用することができます。通称の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類（社員証や郵便物等）を提示していただく必要があります。通称を使用した場合には、交付する受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q10：受領証はすぐもらえますか。

県庁舎において本人確認を行った場合は、即日交付が可能です。オンラインにより本人確認を行った場合は、郵送に要する日数が加算されますので、ご了承ください。

Q11：受領証には有効期限はありますか。

有効期限はありません。

Q12：県外に転出するときはどうしたらいいですか。

一方又は双方が県外へ転出することで、双方とも県内に住所を有しないこととなるときは、受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証返還届を提出してください。

なお、転出した自治体がパートナーシップ宣誓制度等を実施している場合で、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」加入自治体など、宣誓の継続を希望する際の手続きを簡略化している場合があります。詳しくは転出先の自治体のホームページで確認するか、担当窓口にお問い合わせください。

Q13：なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

宣誓の際には、住民票の写し、戸籍謄本等の提出と、本人確認を行うため運転免許証等の提示を求め、なりすまし等の悪用を防止します。

なお、受領証を不正に利用したこと等が判明したとき（偽造等も含む。）は、受領証を返還していただきます。

参考 青森県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指し、現行法制度の中で様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に行う、青森県におけるパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であって、その一方又は双方が「性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。）が異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識のことをいう。）が出生時の性と異なる者」であるものをいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) 宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを本要綱に基づいて知事に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか、又は、県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
- 2 前項の提出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 3 知事は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) その他、官公署が発行した資格証明書であって、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に準ずるものとして、知事が認める書類
- 4 前項の確認は、知事が指定する方法でインターネットにより行うことができる。

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、氏名と併せて通称を使用することができる。

(県内への転入)

第6条 宣誓をしようとする者のうち、双方が県外に在住しており、今後、一方又は双方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定により宣誓した日から3月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第7条 知事は、第4条の規定により宣誓した者双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)を、宣誓書の写しを添付のうえ交付するものとする。ただし、転入予定者に対しては、転入予定者受付票(様式第3号。以下「受付票」という。)を交付し、前条の提出があったときに、受付票と引き換えに、宣誓書の写しを添付のうえ、受領証を交付するものとする。

(受領証への子の記載)

第8条 宣誓をしようとする者又は前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、その一方又は双方と生計を一にする未成年の子(実子又は養子をいう。以下「子」という。)がいる場合において、パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届出書(様式第4号。以下「子に関する届出書」という。)に、受領証(宣誓時に届出する場合を除く。)及び次に掲げる書類を添えて知事に提出することにより、子の氏名を受領証に記載することができる。

(1) 子との関係性を確認できる書類

(2) 子の氏名の記載に関する同意書(様式第5号)(届出日において15歳以上の子に関する届出に限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 宣誓者は、受領証に記載した子の氏名の削除を希望するときは、子に関する届出書を知事に提出するものとする。

3 前2項の届出については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 知事は、第1項及び第2項の規定により子に関する届出書の提出があったときは、その内容を確認し、当該宣誓者に対し、届出の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第9条 知事は、宣誓者が、紛失、毀損その他の事情により当該受領証の再交付を希望するときは、受領証を再交付するものとする。

2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、宣誓者が紛失及び毀損以外の事情により再交付を希望するときは、再交付が必要なことを確認できる書類の提出又は提示を求めるものとする。

4 第2項の申請については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

5 第2項の申請時に書類の保存期間を経過している場合その他知事が特に必要と認める場合は、宣誓者は第4条第1項各号に規定する書類を知事に提出するものとする。

(受領証に記載された子の氏名の削除)

第10条 受領証に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以後、パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書(様式第7号。以下「申立書」という。)に年齢を証する書類を添えて受領証から氏名を削除するよう知事に申し立てることができる。

2 知事は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対し、当該申立てを行った子の氏名を削除した受領証を交付するものとする。

3 第1項の申立てについては、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合、宣誓は無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき

(2) 受領証を不正に利用したとき

(受領証の返還)

第12条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第8号)に受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

(1) パートナーシップを解消したとき

(2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合又はパートナーシップ宣誓制度等を実施している他の自治体(以下「制度実施自治体」という。))へ住所を異動した後も当該自治体の制度の継続を申告した場合を除く。)

(3) 宣誓者の一方が死亡したとき

(4) 第3条のいずれかの規定に該当しなくなったとき

2 知事は、宣誓書の内容に虚偽があった、又は受領証を不正に利用したと認めるときは、当該受領証の返還を求めるものとする。

3 第1項の届出については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

(事前調整)

第13条 宣誓しようとする者は、あらかじめ宣誓する日時等について知事と調整するものとする。

(他自治体との連携の取扱い)

第14条 制度実施自治体においてパートナーシップ宣誓制度等の受領証又はこれに類するもの（以下「宣誓書受領証等」という。）の交付を受けた者が、県内で市町村の区域を越える住所の異動又は青森県に転入した後も引き続きパートナーシップ宣誓制度の継続を希望するときは、青森県の受領証の交付を受けることができる。ただし、交付を受けることができるのは、第2条及び第3条に規定する者に限る。

2 前項の規定による交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第9号）を記入し、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 宣誓書受領証等

(2) 住民票の写し

3 前項の申告については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。ただし、転出地である自治体において、宣誓書受領証等を交付するときに対面又はインターネットにより本人であることを確認している場合は、書類の提示に代えて、書類の写しを郵送により提出することができるものとする。

4 第2項の規定により書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である自治体に通知する。

(個人情報の適正な取扱い)

第15条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、こども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

青森県パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

2024（令和6）年11月（第4版）

こども家庭部 県民活躍推進課

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

電話 017-734-9228 FAX017-734-8050

メール : partnership@pref.aomori.lg.jp